



消費者行政の一元化の動きについて

平成20年7月
総務省
総合通信基盤局



「消費者行政推進基本計画」について、6月27日、閣議決定。

● はじめに

- 消費者行政の新組織の創設は、消費者の視点からの真の意味での「行政の改革」の拠点
- 新組織が強力な権限と必要な人員を備えるとともに、消費生活センターの強化充実を前提にした緊密な全国ネットワークが早急に構築される必要
- 新組織の活動の継続的な強化充実には、消費者の声を真摯に受け止める仕組みが不可欠



2 新組織が満たすべき6原則

- 消費者の視点で政策全般を監視し、「消費者を主役とする政府の舵取り役」として、新組織を創設
- 新たな消費者行政は、消費者に安全安心を提供すると同時に、産業活動を活性化
- 新組織は、以下の6原則を満たすべき

● 6原則の概要

原則1: 消費者にとって 便利で分りやすい

- ・生産者サイドから消費者・生活者サイドへの視点の転換の象徴
- ・強力な権限と責任、一元的窓口、情報収集と発信の一元化を実現

原則2: 消費者・生活者 がメリットを十分実感で きる

- ・「取引」「安全」「表示」などの問題を幅広く所管
- ・一元的窓口、執行、勧告などの機能を持つ消費者行政全般の司令塔
- ・消費者に身近な問題を取り扱う法律を所管し、その他の法律も関与
- ・すき間事案への対応や横断的な規制体系の整備のための新法の制定
- ・父権訴訟、違法収益の剥奪等、被害者救済のための法的措置を検討

原則3: 迅速な対応

- ・相談や法執行等に迅速な対応
- ・緊急時には、緊急対策本部を設置し、勧告等

原則4: 専門性の確保

- ・各省庁や民間の専門家の活用等により幅広い「専門性」を確保・育成

原則5: 透明性の確保

- ・有識者から成る機関を設置し、新組織や各省庁の行政に消費者の声を反映

原則6: 効率性の確保

- ・消費者の立場から強力な指導力を発揮する機動的な賢い組織
- ・関係機関への事務の委任や地方への権限移譲
- ・新組織が所掌する事務の地方における円滑かつ確実な遂行に配慮
- ・行政組織の肥大化を招かぬよう、機能・定員及び予算を振り替え
- ・実績評価方式により、定期的に政策を評価・見直し

(1) 一元的な相談窓口の設置

- 地方の消費生活センター等を一元的な消費者相談窓口と位置付け、全国ネットワークを構築
(共通の電話番号の設置、緊急事案について、代表的な窓口が365日24時間対応し得る体制の構築等)
⇒ 地方の消費生活センターを法的に位置付け

(2) 国、地方一体となった消費者行政の強化

- 新組織の創設に併せて、地方分権を基本としつつ、地方の消費者行政を抜本的に強化。特に当面、思い切った取組をしっかりと行なっていく必要
- 全国ネットワークの構築に伴い、地方の消費生活センターを法的に位置付けることを踏まえ、国は相当の財源措置に努める
- PIO-NET等の国の直轄事業を充実するとともに、地方交付税上の措置や税制上の措置等を検討



(1) 消費者庁の設置と組織法

- 内閣府の外局として「消費者庁(仮称)」を設置。消費者行政担当大臣を置くことを明記
- 強力な総合調整権限、勧告権、幅広い企画立案機能や充実した調査・分析機能の付与
- 各府省庁の縦割りを超えて幅広い分野を対象に、新法を企画立案

(2) 情報の集約分析機能、司令塔機能

- 消費者・事業者等からPIO-NET情報や事故情報を一元的に集約・分析・原因究明
⇒ 上記の情報を基に、消費者庁が司令塔として迅速に対応方針を決定し、政府一体として被害の拡大防止、再発防止、被害救済に実現を目指す

(3) 消費者被害の防止やすき間事案への対応等のための新法

- 消費者相談に対する行政の対応を規定した、新法の成立に向けて取り組む
 - ① 消費生活センター等に一元的窓口を設置し(法的に位置づけ)、相談情報を消費者庁に集約
 - ② すき間事案について、消費者庁による事業者調査及びその結果の公表等の措置



(4) 個別作用法の所管

- 消費者に身近な問題を取り扱う法律について、以下により移管(一部移管を含む)・共管
- 事故情報の報告・公表、食品表示、消費者信用等の分野において、横断的な体系化に取り組む

(i) 「表示」に関する法律

⇒ 消費者の商品選択の機会の確保についての表示の重要性、被害実態を踏まえた対応の重要性、省庁横断的な調整の必要性等から、消費者庁が所管。ただし、各省庁から提案も可能。法執行の一部を各省庁に委任

(ii) 「取引」に関する法律

⇒ 行為規制中心の法律は、被害実態を踏まえた対応の重要性、省庁横断的な調整の必要性等から、消費者庁が所管。ただし、参入規制を持ついわゆる「業法」は、企画立案を共管、処分に対して勧告、事前協議等

(iii) 「安全」に関する法律

⇒ 重大事故情報報告・公表制度は、消費者庁が所管し、消費生活用製品から他分野に拡大。安全基準の設定については、各省庁が消費者庁に協議した上で決定

- 他の法律について、引き続き消費者庁による関与について検討を行う必要



(1) 内部組織の在り方

- 総合調整等を担当する企画部門、個別作用法に係る調査、執行までを担う執行部門、緊急時の司令塔機能、情報収集・発信を担当する部門が必要

(2) 消費者政策委員会(仮称)の設置

- 有識者から成る消費者政策委員会を設置し、消費者の声を反映
- 委員会は、消費者政策の企画立案、重要な行政処分等に係る諮問答申、意見具申等を実施

(3) 消費者庁の規模

- 「消費者を主役とする政府の舵取り役」を担うにふさわしい規模
- 法律の移管等に伴い、機構、定員、予算を各府省庁から移し替え
- 相談情報の分析や表示基準等の調査分析などに従事する非常勤職員を確保



6 消費者庁創設に向けたスケジュール

- 来年度から消費者庁を発足
- 設置法、新法、各個別作用法の改正法案をできるだけ臨時国会に提出。次期通常国会以降も順次提出
- 内閣府において消費者庁の司令塔機能を先行実施
- 消費者庁の立ち上げを円滑に進めるため、内閣官房に分野ごとのチームを編成



※ 移管又は共管となる法律

「表示」に関する法律

景品表示法、JAS法、食品衛生法、健康増進法、家庭用品品質表示法、住宅品質確保法

「取引」に関する法律

消費者契約法、無限連鎖講防止法、特定商品預託法、電子消費者契約法、特定商取引法、特定電子メール法、金融商品販売法、出資法、貸金業法、割賦販売法、宅地建物取引業法、旅行業法

「安全」に関する法律

製造物責任法、食品安全基本法、消費生活用製品安全法、食品衛生法(再掲)、有害物質含有家庭用品規制法

消費者や生活者が主役となる社会の構築、物価行政に関する法律

消費者基本法、国民生活センター法、個人情報保護法、公益通報者保護法、特定非営利活動促進法、国民生活安定緊急措置法、買占め及び売惜しみ防止法、物価統制令